

## ショートステイサービスあすなろ 利用料金表(H.30 4月から)

1日の基本料金＝利用者分10%+食費+居住費+各加算 \*一定以上所得者の場合、自己負担割合が2割となります。

要介護度	単位	国保分90%	利用者分10% (A)	段階	食費 (B)	居住費 (C)	1日あたり合計 (A)+(B)+(C)	
要支援 1	512	4,860	541	第1段階	300	820	1,661	
				第2段階	390	820	1,751	
				第3段階	650	1,310	2,501	
				第4段階	1,570	2,150	4,261	
要支援 2	636	6,038	671	第1段階	300	820	1,791	
				第2段階	390	820	1,881	
				第3段階	650	1,310	2,631	
				第4段階	1,570	2,150	4,391	
要介護 1	682	6,475	720	第1段階	300	820	1,840	
				第2段階	390	820	1,930	
				第3段階	650	1,310	2,680	
				第4段階	1,570	2,150	4,440	
要介護 2	749	7,110	791	第1段階	300	820	1,911	
				第2段階	390	820	2,001	
				第3段階	650	1,310	2,751	
				第4段階	1,570	2,150	4,511	
要介護 3	822	7,804	868	第1段階	300	820	1,988	
				第2段階	390	820	2,078	
				第3段階	650	1,310	2,828	
				第4段階	1,570	2,150	4,588	
要介護 4	889	8,440	938	第1段階	300	820	2,058	
				第2段階	390	820	2,148	
				第3段階	650	1,310	2,898	
				第4段階	1,570	2,150	4,658	
要介護 5	956	9,076	1,009	第1段階	300	820	2,129	
				第2段階	390	820	2,219	
				第3段階	650	1,310	2,969	
				第4段階	1,570	2,150	4,729	
送迎加算(利用者のみ)片道				1	95	円	} 他療養食加算等状況に応じ加算となります。	
サービス提供加算 I				1	日	13		円
夜間職員配置加算 II				1	日	19		円
長期利用者に対する短期入所生活介護 ▲				1	日	32		円
緊急短期入所受入加算				1	日	95		円

介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ⇒ 1月につき +所定単位数 × 33/1000

第1段階	生活保護の受給者または老齢福祉年金の受給者
第2段階	世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合も含む)が住民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方
第3段階	世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合も含む)が住民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方
第4段階	上記以外の方

\* 第2・第3段階⇒本人の預貯金等が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2,000万円以下)